

教育課程 番号	4	学校施設の目的外使用の手続き
法律 規則	条例 訓令	印西市立小・中学校管理規則 第32条 印西市立小学校及び中学校施設の目的外使用に関する規則 第1条, 第2条
条 文	第32条 第1条 第2条	<p>学校教育法第85条の規定により、施設等を社会教育その他公共のために利用させることに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>この規則は、印西市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第9号）第32条の規定に基づき、印西市立小学校及び中学校の施設（以下「学校施設」という）の社会教育その他公共のための一時的な使用（以下「目的外使用」という。）に関し、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>学校施設のうち、目的外使用できるものは、屋内運動場及び運動場とする。ただし、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の教育長（以下「教育長」という。）が特に認めるときは、この限りでない。</p>
説 明		<p>① 使用する団体は、使用しようとする日の3週間前から5日前までの間に学校施設目的外使用許可申請書に行事等の計画に係る文書を添えて校長に提出しなければならないとしている。</p> <p>② 校長は、同規則第5条の各号（1）～（4）に該当する場合において、学校教育上及び学校施設の管理上支障がないと認めるときは、目的外使用の許可をすることができる。</p> <p>③ 3日以上の場合、反復して継続する場合、異例に属するときはあらかじめ教育長の承認を必要とする。</p> <p>④ 第7条には、許可の取消し、又は中止命令のことができることが定められている。</p>
手 続 き		<p>・ * 学校で受付、使用許可できるもの</p> <p>(1) 社会教育関係団体が主たる目的を達成するための事業 （PTA、婦人会、子供会、体育協会）</p> <p>(2) 市が行う事務事業</p> <p>(3) 国、県、他の市長村及び市町村の組合が市の施策に関連する事業を行うとき</p> <p>(4) 公共的団体が学区内の住民のための事業を行う場合 （町内会、町会、自治会、団地管理組合（以上については名簿配布）、印西市社会福祉協議会及び市内の私立幼稚園）</p> <p>☆ 当該校の同窓会も可とする</p> <p>* 教育長の承認を得て、許可するもの</p> <p>(1) 引き続き3日以上にわたるとき</p> <p>(2) 反復継続するとき</p> <p>(3) 異例に属するとき</p>
関 係 法 規		